



- 目次
- ① 今月のお知らせ
 - ② コラム【Q&A】
 - ③ 先月の回収
 - ④ ちょっと深く、少し考えてみよう
 - ⑤ 食品ラベル案内
 - ⑥ フードラベル・熱量確認テスト
 - ⑦ 海外シリーズ

【今月のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

「特別用途食品制度に関する検討会」が始まりました。1回目は平成28年2月9日に、2回目は6月17日に開催されました。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、食品の表示制度の見直しの中で特別用途食品制度の改善に係る検討等を行うことが決まり、消費者庁において「特別用途食品制度に関する検討会」が設置されています。

特別用途食品の表示については、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品に係るものを健康増進法第26条第1項の許可の対象としています。病者用食品には「許可基準型病者用食品」(低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品)と個別に評価を行いう「個別評価型病者用食品」があります。



検討項目

- (1) 新たな食品区分を追加する仕組み
- (2) えん下困難者用食品の区分に応じた許可表示の見直し
- (3) とろみ調整食品の規格

「特別用途食品制度に関する検討会検討会(1回、2回) 消費者庁の資料から作成&抜粋

※解説はPage1-2(会員)で記載しています。

コラム【Q&A】

【Q39】ごま油は対象になると明記されていますが、総たん白質がゼロの場合も表示の対象となるのですか？

【Q40】スイートポテトをマイナス15℃以下で凍結した商品の内容量は個数表示ができますか？

※ 解答と解説はPage2-2(会員)で記載しています。

食品表示による自主回収の内訳(2016年5月分)

2016年5月に公表された食品表示事故による回収件数で、企業告知、行政告知のあったものは54件(違反項目別件数58件)ありました。58件の内訳をまとめました。法規別では期限表示違反が55%、アレルギー違反が24%、一括表示違反が5%の順でした。回収対象の食品では、調理食品が24%、菓子類が22%、加工魚介類が12%、めん・パン類が10%の順でした。いつも一番多い菓子類が2番目になっています。

〈平成28年5月 こう食品法令 調べ〉

事件	時期	違反内容
固有記号の誤記	2016.5.2	健康清涼飲料水の製造所固有記号で、消費者庁へ届け出していない固有記号を使用したため、自主回収。

商品ラベルへの印字内容は切り替え時にダブルチェックを!

今月の解説は下記の事案について次ページに説明します。

消費者庁は、「トマト酢生活トマト酢飲料」と称する特定保健用食品に関し、日刊新聞紙に掲載した広告は、健康の保持増進の効果について、著しく人を誤認させるような表示であり、健康増進法第31条第1項の規定に違反するものであるとして勧告が行われました(平成28年3月1日)。

※ 回収事故の解説はPage3-2(会員)で記載しています。

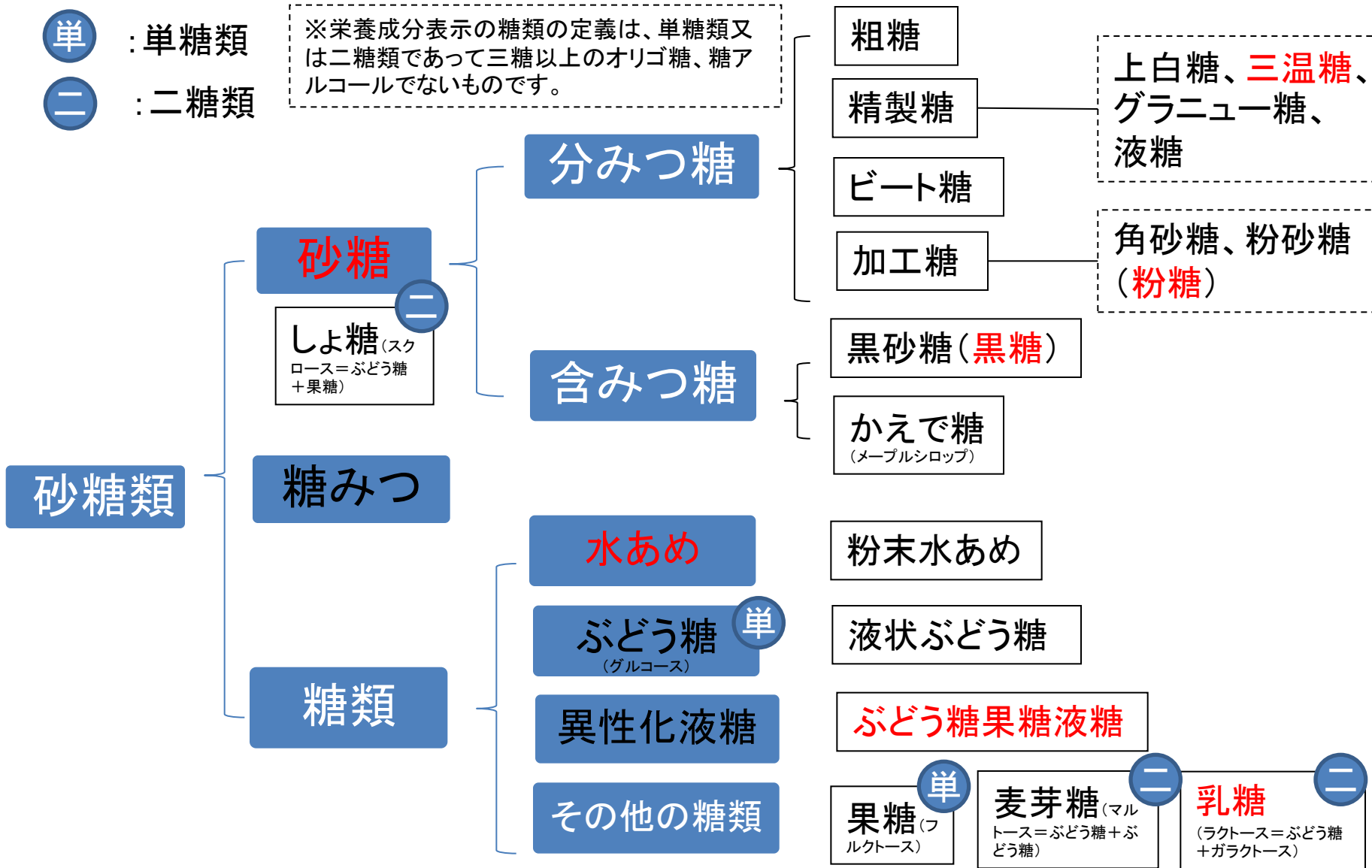
料理酒とはなんだろうか？リキュールとも記載できる？酒類調味料の整理をしました。

酒類調味料	原材料	製法	アルコール度数	塩分	エキス分
みりん(本みりん)	もち米・米麴・醸造アルコール・糖類 等	糖化熟成	15%未満	無塩	40%以上
みりん風調味料	糖類・米・米麴・酸味料・調味料 等	ブレンド	1%未満	1%未満	—
広義の料理酒	発酵調味料(醗酵調味料)(料理酒等)	米・米麴・糖類・アルコール・食塩 等	発酵・加塩・ブレンド	約14%以上	—
	上記以外のお酒(ワイン・清酒等)	果実・米・米麴 等	醸造・蒸留	20(22)度未満	無塩

※みりんは酒税法で規制され、酒税の対象です。みりん風調味料はアルコール分が1%未満、発酵調味料は不可飲処理がされているため、ともに酒税の対象外です。

- ① : 単糖類
- ② : 二糖類

※栄養成分表示の糖類の定義は、単糖類又は二糖類であって三糖以上のオリゴ糖、糖アルコールでないものです。



【問21】次の添加物の場合、個別表記の際にアレルゲンの代替表記として認められず、別個アレルゲンを個別表示しなければならないと思われるものを下記①～⑩の添加物から選びなさい。解答のない場合は「0」と回答しなさい。

- ① イカスミ色素 ② コムギ抽出物 ③ 大豆レシチン
- ④ 卵白リゾチーム ⑤ 卵殻カルシウム ⑥ ダイズ多糖類
- ⑦ しらこたん白 ⑧ゴマ油抽出物 ⑨リンゴ抽出物
- ⑩ 乳清焼成カルシウム

問題番号

回答欄

問21

※ 正解と解説はPage6-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

原文

対訳

TABLE II

Food	Reference Quantity
Bread	240 g
Breakfast cereals	60 g
Extracts of meat or vegetables or yeast (<u>modified</u> or not)	10 g
Fruit and vegetable juices	200 ml
Fruit juice concentrates (diluted according to <u>directions</u> on the label)	200 ml
Fruit juice <u>cordials</u> (diluted according to directions on the label)	200 ml
Flavoured cordials or syrups (diluted according to directions on the label)	200 ml

表II

食品	参考内容量
パン	240g
朝食用シリアル	60g
肉や野菜や酵母のエキス (修正の有無を問わず)	10g
果物と野菜のジュース	200ml
フルーツジュース濃縮物 (ラベルの使用方法に従って希釈)	200ml
フルーツジュースコーディアル(強化) (ラベルの使用方法に従って希釈)	200ml
フレーバーコーディアル(強化)やシロップ (ラベルの使用方法に従って希釈)	200ml

<単語集> reference: 参考 modify: 修正する direction: 使用法
cordial: 強心剤、リキュール酒

【次シートにつづく】

A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

原文		対訳	
Malted milk powder	30 g	麦芽入り粉ミルク	30g
Condensed milk	180 g	練乳	180g
Milk powder (full cream or skimmed) and food containing <u>not less than 51%</u> of milk powder	60 g	粉ミルク(全脂粉乳又は脱脂粉乳)と粉ミルク51%以上を含む食品	60g
Other concentrated liquid food including powdered beverage above (diluted according to directions on the <u>label</u>)	200mL	上記以外の粉末飲料を含むその他の濃厚液体食品(ラベルの使用方法に従って希釈)	200mL
Liquid food not <u>specified</u> above	200mL	上記に記載されていない液体食品	200mL
Solid food not specified above	120g	上記に記載されていない固形食品	120g

<単語集> malt: 麦芽
beverage: 飲料

skim: 脱脂粉乳
specify: 明細に記す

not less than : 少なくとも

【次号7月につづく】

A Guide to Food Labelling, Kou

編集後記

年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定の公開情報の閲覧利用を希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(なんと月コーヒ一杯の価格)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ機関紙を定期的にお送りしております。

また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。ご質問もお待ちしております。

月刊 こう食品法令【2016年 6月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。